○社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

 平成23年 3月29日

 制
 定

改正 平成28年12月20日

社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会費用弁償に関する規則(昭和55年4月1日制定)の全部を 次のように改正する。

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会の理事、監事、評議員、評議員選任・ 解任委員及び地域推進運営協議会委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項 を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 理事会、評議員会への出席

1日につき 5,000円

(2) 監査の実施 1日につき 5,000円

(3) 評議員選任・解任委員会、地域推進運営協議会への出席 1日につき 2,500円 (費用弁償)

- 第3条 役員等が会務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。
- 3 旅費のうち、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の支給については、大和郡山市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年11月大和郡山市条例第28号)第3条第1号の適用を受ける職員(以下「大和郡山市職員」という。)の例による。
- 4 役員等が会務のために県外に旅行したときは、次の表に掲げる日当及び宿泊料を支給する。

	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)
旅費の額	3,000円	14,800円

- 5 旅費の支給方法その他については、大和郡山市職員の例による。
- 6 役員等に随行する職員の宿泊料は、当該役員等と同額とする。

附則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会の役員等の報酬及び費用弁償に 関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施 行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する部分につい て適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する部分及び施行日前に完了した旅行については、 なお従前の例による。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定(評議員選任・解任委員会の部分に限る。)は、社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会定款(昭和43年3月25日制定)の変更において、大和郡山市長の認可のあった日から施行する。